

改正育児・介護休業法、ハラスメント防止対策説明会のご案内

妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けられる雇用環境を整備するため、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました。来年1月の改正法の全面施行を目前に控え、改正ポイントや新たに義務付けられたマタハラ防止措置等についてご説明します。どうぞご参加ください。

会場・日程

【横手会場】 (定員120名)
 平成28年11月9日(水)13:30~15:30
 浅舞公民館(横手市平鹿町浅舞字覚町後140)

【大館会場】 (定員120名)
 平成28年11月16日(水)13:30~15:30
 大館市立中央公民館(大館市字桜町南45-1)

【秋田会場】 (定員150名)
 平成28年11月21日(月)13:30~15:30
 秋田テルサ(秋田市御所野地藏田3-1-1)

内容

- ・改正育児・介護休業法
 - ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置等
 - ・女性活躍推進法
 - ・無期転換ルール及び有期雇用特別措置法
- ※閉会后、相談コーナーを設置します

入場無料

申込み方法

申込締切日

横手会場:平成28年10月21日(金)/大館会場・秋田会場:平成28年10月28日(金)

- 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX 等でお申込み下さい。
- 定員になり次第締め切らせていただきます。

◆参加申込書◆

送信先:秋田労働局雇用環境・均等室(FAX:018-862-4300)

事業所名		希望会場 (⇒希望の会場に○)	横手 大館 秋田
所在地	TEL: FAX:		
参加者 職・氏名			
□説明内容に関する事項で、ご質問があればご記入下さい□			

問合せ先

秋田労働局雇用環境・均等室 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎

TEL:018-862-6684 FAX:018-862-4300

育児・介護休業法などが変わります 平成 29 年 1 月 1 日施行

1 介護休業を分割して取得できるようになります。

・原則1回(通算93日まで)から3回までの分割取得が可能になります。

2 育児や介護をするパートタイマーや契約社員などの方々が休業しやすくなります。

・育児休業や介護休業を取得することができる有期契約労働者の要件が緩和されます。

3 子どもの看護休暇や家族介護のための休暇が取りやすくなります。

・子の看護休暇、介護休暇が半日単位でも取得可能になります。

4 介護のために残業の免除の申出ができるようになります。

・介護のための所定外労働の制限の制度が新設されます。

5 介護短時間勤務の利用期間が最長3年に延長されます。

・事業主は、介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回以上利用することができる「介護のための所定労働時間短縮等の措置」を講じなければなりません。

6 マタハラ等の防止が義務化されます。

・事業主は、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止するための措置を講じなければなりません。

ハラスメント対応特別相談窓口 平成 28 年 9 月 1 日～11 月 30 日

秋田労働局雇用環境・均等室では、改正法の施行に向け、事業主や労働者からの職場のハラスメント(マタニティハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント など)に関する相談に対応するため、専用ダイヤルによる「特別相談窓口」を開設しています。お気軽にご相談下さい。

◇受付時間◇

8時30分～17時15分(土日・祝日除く)※電話、来庁による相談に対応します。

◇対応窓口◇

秋田労働局雇用環境・均等室(秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎2F)

専用ダイヤル:018-883-4254

※各労働基準監督署内の総合労働相談コーナーでも受け付けます。